西区　8月分

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由（7条該当号）	担当局	担当
令和2年8月28日	令和2年9月9日	戸籍事務取扱準則制定標準（通達）第20条１項に規定している戸籍法122条及び124条の不服申立てがされたとき、同法139条に関する事件が開始されたとき、又は損害賠償請求の訴えが提起されたときは、区長等は大阪法務局長にその概要の文書が報告されるが、それらに関する文書一式。 期間　2016年４月１日から2020年８月28日まで （西区役所に係るものについて）	不存在	号	西区	窓口サービス課
				号		
				号		
				号		
				号		
				号		
				号		
				号		